

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 2月19日

【会社名】 新報国製鉄株式会社

【英訳名】 SHINHOKOKU STEEL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成 瀬 正

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市新宿町 5丁目13番地 1

【電話番号】 049 242 1950

【事務連絡者氏名】 総務部長 成 島 伸 一

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川越市新宿町 5丁目13番地 1

【電話番号】 049 242 1950

【事務連絡者氏名】 総務部長 成 島 伸 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年2月19日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社新報国製鉄三重を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社新報国製鉄三重
住所	三重県三重郡川越町大字高松字中島835-1
代表者の氏名	代表取締役社長 成瀬 正
資本金の額	95百万円
事業の内容	鋳鋼品の製造及び販売

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権数

異動前 3,000個

異動後 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 %（吸収合併により消滅）

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である株式会社新報国製鉄三重を吸収合併することにより、同社が消滅するためです。

異動の年月日

平成29年1月1日（吸収合併の効力発生日）

### 2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

#### (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社新報国製鉄三重
本店の所在地	三重県三重郡川越町大字高松字中島835-1
代表者の氏名	代表取締役社長 成瀬 正
資本金の額	95百万円
純資産の額	491百万円（平成27年10月31日現在）
総資産の額	1,258百万円（平成27年10月31日現在）
事業の内容	鋳鋼品の製造及び販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成25年10月期	平成26年10月期	平成27年10月期
売上高	1,350百万円	1,693百万円	1,552百万円
営業利益	76百万円	138百万円	93百万円
経常利益	81百万円	133百万円	90百万円
当期純利益	79百万円	129百万円	75百万円

(注) 消滅会社である株式会社新報国製鉄三重は、平成27年9月28日開催の臨時株主総会において、決算期を10月から12月に変更しております。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称 新報国製鉄株式会社

発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 提出会社が100%出資する連結子会社であります。

人的関係 提出会社の代表取締役1名が同社の代表取締役を兼任しております。

取引関係 提出会社との間で鋳鋼品等の仕入、資金の貸付等があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、意思決定の迅速化、組織運営の効率化により、より一層の競争力の強化を図るため、吸収合併をすることといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社新報国製鉄三重は解散いたします。なお、本合併は会社法第796条第2項に定める簡易合併によるため、当社において合併契約承認株主総会は開催いたしません。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭の割当てはありません。

その他の吸収合併契約の内容

平成28年2月19日に締結された合併契約書の内容は、後記のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 新報国製鉄株式会社  
 本店の所在地 埼玉県川越市新宿町5丁目13番地1  
 代表者の氏名 代表取締役社長 成瀬 正  
 資本金の額 176百万円  
 純資産の額 現時点では確定しておりません。  
 総資産の額 現時点では確定しておりません。  
 事業の内容 鋳鋼品・鍛鋼品等の製造及び販売

## 合併契約書

新報国製鉄株式会社（住所：埼玉県川越市新宿町5-13-1。以下「甲」という。）と、株式会社新報国製鉄三重（住所：三重県三重郡川越町大字高松字中島835-1。以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

### 第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

### 第3条（甲の資本金）

合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成29年1月1日とする。但し、合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### 第5条（合併の承認）

1. 甲は会社法第796条第2項の規定される簡易合併であるため、株主総会の承認を経ずに合併する。
2. 乙は会社法第784条第1項の規定される略式合併であるため、株主総会の承認を経ずに合併する。

### 第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、本件合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上相手方の同意を得て行うものとする。

### 第7条（会社財産の引継）

乙は、合併効力発生日までにおける計算を明確にして、合併効力発生日において資産負債及びこれらに付随する一切の権利義務を甲に引継ぐ。

### 第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引続き雇用する。但し、効力発生日において、勤続年数は乙における年数を通算し、年次有給休暇は乙における日数残を移行する。その他の取扱については、別に甲乙協議の上決定する。

### 第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日にいたるまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

### 第10条（本契約の効力）

本契約は法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

### 第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成28年 2月19日

(甲) 埼玉県川越市新宿町 5 -13- 1  
新報国製鉄株式会社  
代表取締役社長 成瀬 正

(乙) 三重県三重郡川越町大字高松字中島835- 1  
株式会社新報国製鉄三重  
代表取締役社長 成瀬 正